

地域再生制度（地方創生関係交付金）の概要

1. 「地域再生制度」とは



地方公共団体が、「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、国から財政または税制の支援が受けられる制度。

※事業ごとに KPI を設定し、毎年度、効果検証を行わなければならない。

2. 「地域再生計画」とは

地域経済の活性化や地域雇用の創造などを実現することを目的として、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣による認定を受けた計画のこと。

3. 「地方創生関係交付金」とは

「地域再生計画」に記載された事業のうち、先導的な事業への支援。（補助率 1/2）
令和 4 年度、令和 6 年度に交付金の名称変更あり。

【参考】

令和 4 年度第 2 次補正予算以前

ソフト事業：地方創生推進交付金

ハード事業：地方創生拠点整備交付金

令和 4 年度第 2 次補正予算以降

ソフト事業：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

ハード事業：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）

令和 6 年度補正予算以降

ソフト事業：第 2 世代交付金（ソフト事業）

ハード事業：第 2 世代交付金（拠点整備事業）

4. 恵那市の地方創生関係交付金事業

No.	交付金事業名称	事業期間	地域再生計画名称	計画期間
1	恵那未来キャンパス構想の実現	R5-R7	恵那未来キャンパス構想の実現	R5-R7
2	恵那市たべる推進事業	R5-R7	恵那市たべる推進計画	R5-R7
3	世界ラリー選手権（WRC）をいかした三河・東濃地域の山村及び農業振興に向けたまちづくり事業	R4-R7	世界ラリー選手権（WRC）をいかした三河・東濃地域の山村及び農業振興に向けたまちづくり事業	R4-R7
4	地歌舞伎小屋機能向上事業	R6-R7	恵那市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画	R6-R7

※「3 世界ラリー選手権（WRC）をいかした三河・東濃地域の山村及び産業振興に向けたまちづくり事業」は、恵那市・豊田市の広域計画。

※交付金を活用する地域再生計画は、令和6年度から事業ごとの計画が不要になった。

総合戦略に基づく1つの地域再生計画に複数の交付金事業をまとめて記載できる。

「4 恵那市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画」の計画に基づいて交付金を活用している事業は「地歌舞伎小屋機能向上事業」。

※4、5は市総合計画（総合戦略）と期間を合わせているため、令和7年度末で終了。

令和8年度から令和11年度までの時期計画は、現在、申請中。

5. 効果検証について

恵那市では、「恵那市総合計画推進市民委員会」を「外部有識者」として位置づけ、各事業の効果検証にあたり、ご意見をいただいています。

6. 効果検証の方法

- (1) 事業の担当課での効果検証（事業効果、今後の方針を以下から選択）
- (2) 外部有識者による効果検証（評価を以下から選択）

A 事業効果

区分	内容
① 非常に効果的であった	大いに成果が得られたとみなせる場合 (例：全ての KPI で目標値達成)
② 相当程度効果的であった	概ね成果が得られたとみなせる場合 (例：一部の KPI のみ目標値未達成)
③ 効果があった	KPI の実績値は芳しくないものの、事業開始前よりも取り組みが前進、改善したとみなせる場合
④ 効果がなかった	KPI の実績値が事業開始前よりも悪化した、取り組みが前進、改善したとは言い難い場合
⑤ 効果の有無はまだわからない	効果発現時期がまだ到来していない場合

B 今後の方針

区分	内容
① 事業の継続	計画通り事業を継続する
② 事業の発展	取り組みの追加等を行い、更に発展させる
③ 事業の改善	取り組みの見直し、改善を行う
④ 事業の縮小	—
⑤ 事業の中止	予定していた事業を中止する
⑥ 事業の終了	当初の計画通り事業を終了する

C 評価

区分
① 本事業は地方版総合戦略の KPI 達成に有効であった
② 本事業は地方版総合戦略の KPI 達成に有効とは言えなかった